

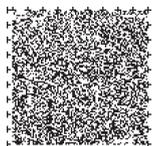
第4章 施策の展開

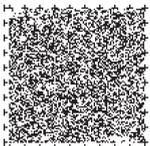
基本目標1. あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標2. 仕事も生活も大切にできる環境づくり

基本目標3. 個人の尊厳が確立された社会づくり

基本目標4. 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり





基本目標 1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

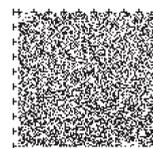
近年、女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性が増えています。しかし、政治や行政、企業などの政策や方針決定の場に参画する女性はまだまだ少ないのが現状です。男女共同参画の実現のためには、あらゆる世代の男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性と能力を發揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会のさまざまな分野において男女双方の視点や意見を積極的に反映することが大切です。

基本方針 1. 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

今後多くの地域において人口減少の可能性がある中、活力ある地域社会の形成にはそれぞれの地域においてあらゆる人々の活躍が必要不可欠です。また、活力ある地域社会においては性別に関わらず、より多くの市民の参画のもと、身近な生活の中で男女共同参画の取組が実行され、着実に積み重ねられていくことが求められています。しかし、緑化活動や環境整備活動など、地域で行われるさまざまな活動は専業主婦をはじめとした女性が多くの役割を担い、自治会などにおける会長職の役割については、自営業や職を退いた男性が多くを占めているのが現状です。

男女がともに地域社会の一員として地域の問題に取り組み、住みよいまちづくりを進めていくためにも、地域における指導的役割を果たす女性の人材を育成し、女性のエンパワーメントの支援を行います。また、仕事を中心とした生活を送っている若い世代の男性の多くはこれまで地域活動などに参加する機会が少なく、地域との関わりが希薄になりがちであったため、今後は男女がともに地域活動を担うことができるような環境づくりを推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
自治会長に占める女性の割合	1.5%	5.0%
女性消防団員数	22 人	25 人
まちづくりの方針で「男女共生・男女平等の推進」が重要だと思う人の割合（紀の川市市民意識調査より）	1.0%	5.0%

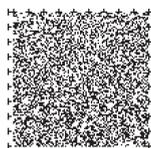


施策の方向1. 男女がともに参画する地域活動の推進・支援

事業の内容	担当課
市民協働・地域活動への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への支援（自治振興事業） 市民活動団体の支援と協働の推進（市民活動支援事業） 移住定住の情報提供の充実（移住定住推進事業） 市民が自ら考え自ら行う参加型イベントの機会提供（まつり開催支援事業） 男女共同参画に資するような活動団体への支援の推進（男女共同参画推進事業） 	総務課 地域創生課 地域創生課 観光振興課 人権施策推進課
市政への市民の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> 市民との対話交流事業（市政懇談会など）の推進 パブリックコメントの実施の推進 	総務課 企画経営課
誰もが学習や交流の場に参加できるようにするための環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の親のイベント・講座への参加促進（イベント時の託児委託など） 高齢者のまちづくりへの参加促進のための学習機会の提供（高齢者生きがいづくり事業） 子どもから高齢者までを対象に生涯学習の機会を提供（公民館活動推進事業） 	こども課 高齢介護課 生涯学習課

施策の方向2. 男女共同参画のまちづくりを進める学習機会の充実と人材育成

事業の内容	担当課
男女共同参画を主体的に推進する学習機会の充実と人材の育成事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 各種団体や地域活動団体の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけの実施（男女共同参画推進事業） 男女共同参画推進員の育成推進（男女共同参画推進事業） 	人権施策推進課 人権施策推進課
まちづくりを主体的に推進する学習機会の充実と人材の育成事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域への健康情報提供者として活躍する健康推進員を育成（健康づくり事業） 生涯学習ボランティア育成や地域づくりのための講座の開催（公民館活動推進事業） 	健康推進課 生涯学習課



事業の内容	担当課
地域ぐるみの子どもの健全育成、子育て支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て教室、赤ちゃん広場の開催（子育て支援事業） ・子育てサークルの育成・支援（子育て支援事業） ・市民との協働による子どもの体験学習の実施（放課後子どもプラン推進事業） ・児童の放課後健全育成（学童保育）の推進（放課後児童健全育成事業） 	<p>こども課 こども課 生涯学習課</p> <p>こども課</p>
登下校時や休日に、児童生徒を不審者から守る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による防犯パトロール、街頭補導、あいさつ運動の実施、「きしゅう君の家」の周知（青少年健全育成事業） ・市内金融機関や社会福祉法人などと協定を締結し、見守り活動を実施（青少年健全育成事業） 	<p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p>
自主防災組織の設立促進 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実強化（地域防災力強化事業） ・消防防災リーダーの育成や自主防災組織の設立推進（地域防災力強化事業） ・婦人防火クラブへの支援（消防防火対策事業） ・災害時の要援護者への支援体制整備（災害要援護者対策事業） 	<p>危機管理消防課 危機管理消防課</p> <p>危機管理消防課 高齢介護課</p>

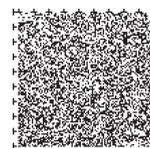
こんな取組をはじめませんか

個人では

○自らの能力向上のために、さまざまな学習の機会を積極的に活用し、性別にとらわれないことなく、自らの個性や能力を十分に発揮しましょう。

地域では

- 誰もが地域活動に参画しやすい環境を整えましょう。
- 性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
- 性別に関わらず、適切な人材を活用し、地域活動をしましょう。



基本方針2. 政策・方針決定過程での男女共同参画

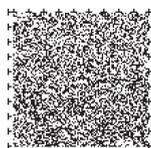
男女が対等な立場で社会における責任を果たすためには性別に関わりなく、あらゆる分野に参画することが重要です。

わが国では人口の半分、労働力人口の約4割を女性が占めており、政治や経済など多くの分野の活動を担っているといえます。しかし、あらゆる分野において女性の参画が進んできた一方で、政策・方針決定の場における女性の参画は少なく、男性主導により物事が進められている場合が多く見られます。

女性の参画が遅れている分野においては、将来的指導的位置に成長していく女性の人材の確保・育成のため、継続就業やワーク・ライフ・バランスなどの環境の整備や、企業への働きかけを行います。また、政策・方針を政治的な課題に女性ならではの視点を反映させるためにも、政策・方針決定の場における女性の参画をより拡大し、あらゆる分野での女性の参画を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
市の審議会・委員会の女性の割合	26.8%	35.0%
市役所職員の管理職における女性の割合	24.4%	30.0%

あなたの身近にもこんなことはありませんか？
◇前に立つのは男性というイメージがあり、女性は後ろで男性を支える役に回らなければいけない。 ◇役職者が男性ばかり。
(「市民ワークショップ」などのご意見の一部を引用しています)

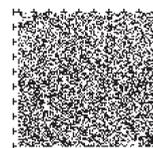


施策の方向1. 審議会・委員会等への女性の参加促進

事業の内容	担当課
審議会・委員会等への女性の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会・委員会等への女性の参画の推進（男女共同参画推進事業） ・ 審議会・委員会等の女性委員数の状況調査を実施（年1回） （男女共同参画推進事業） 	人権施策推進課 人権施策推進課
市政への市民参加を促進する条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施の推進 ・ 審議会の公開と審議内容などの公表の推進 	企画経営課 企画経営課

施策の方向2. 市役所における男女共同参画の推進

事業の内容	担当課
男女共同参画に配慮した雇用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等の職員人事管理の実施（職員人事管理事業） ・ 女性職員数の状況などの調査を実施（年1回） （職員人事管理事業） 	人事課 人事課
男女共同参画に関する意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者、監督者を対象にした性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした啓発の実施（人材育成研修事業） ・ 女性のキャリアアップ研修の実施（人材育成研修事業） 	人事課 人事課



基本目標 2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

近年、ライフスタイルの変化や就労意欲の高まりにより、働く女性が増加し、男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令の改正など、法制度の整備が進められてきました。しかしながら、賃金や昇進、昇格における男女格差は依然として存在し、就労の場における男女平等は進んでいるとはいえません状況です。

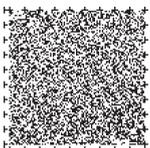
複雑に変化する社会情勢の中、男女がともに経済的に自立し、家庭や仕事、その他の活動のバランスの取れたライフスタイルを確立できるよう、男女平等の労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組む必要があります。

基本方針 1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する支援の充実

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画社会にとって極めて重要な役割を担っています。

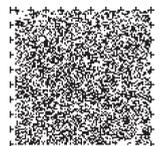
しかし現実には、女性においては結婚や妊娠・出産を機に離職する場合があります、一旦離職すると希望通りに再就職することが難しいという課題や、「家事や育児、介護などは女性の役割」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っていること、男性においては仕事中心の働き方を変えることが難しいことなどの理由により、家庭での負担の多くが女性に偏っているのが現状です。また、働きたくても働けない女性がいることで経済の発展に影響を及ぼしているほか、男性は仕事中心の生活により、家庭での時間や地域の人たちとの触れ合う時間などが持ちにくい状況となっていることから、あらゆる人々のライフイベントに対応した柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。

今後、男女が協力しながら仕事と生活の調和を保つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知、実現することで多様な働き方の実現に向けた取組を推進します。



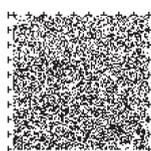
数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
ファミリーサポートセンター利用者数	494 人 (2016 年)	600 人
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合（紀の川市市民意識調査より）	23.9%	12.0%

あなたの身近にもこんなことはありませんか？
<p>◇家事、育児をこなしながらフルタイムで働くには時間が足りない。</p> <p>◇学校行事の為、有給休暇を取得したい時、一言何か言われる。</p> <p>◇男性が育児休暇を取らない（取れない）。</p> <p>◇面接時、女性だけに子どもが病気になった時はどうするのか、と聞かれる。</p> <p style="text-align: center;">（「市民ワークショップ」などのご意見の一部を引用しています）</p>



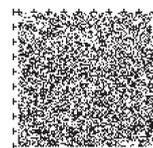
施策の方向1. 子育てや介護などの家事支援の充実

事業の内容	担当課
<p>支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所事業(一時保育、延長保育など)の充実 (教育・保育施設入所管理事業) ・ 子育て世代の経済的負担の軽減を図る(子ども医療費助成事業) ・ 介護支援サービスの充実(介護予防・高齢者自立支援事業) 	<p>こども課</p> <p>国保年金課 高齢介護課</p>
<p>情報提供、相談機会充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに関する相談体制の充実 (子育て世代包括支援センター運営事業) ・ 介護に関する相談機会の充実 (包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】) 	<p>こども課</p> <p>高齢介護課</p>
<p>地域ぐるみの子どもの健全育成、子育て支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て教室、赤ちゃん広場の開催(子育て支援事業) ・ 子育てサークルの育成・支援(子育て支援事業) ・ 市民との協働による子どもの体験学習の実施 (放課後子どもプラン推進事業) ・ 児童の放課後健全育成(学童保育)の推進 (放課後児童健全育成事業) 	<p>こども課</p> <p>こども課 生涯学習課</p> <p>こども課</p>



施策の方向2. 仕事と家庭の両立のための環境の整備

事業の内容	担当課
<p>市職員における子育て・介護などとの両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業制度などの整備、休業代替職員の配置など （職員福利厚生事業） ・ ワーク・ライフ・バランスの推進（職員人事管理事業） 	<p>人事課</p> <p>人事課</p>
<p>男性の家事参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性料理教室の開催（公民館活動推進事業） ・ 男性の育児参加を促進する啓発活動の推進 ・ 男性の介護参加を促進する啓発活動の推進 （任意事業【介護保険事業勘定特別会計】） 	<p>生涯学習課</p> <p>こども課</p> <p>高齢介護課</p>
<p>企業などへの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と家庭の両立に対する企業などへの啓発活動の推進 （立地企業連携事業、商工振興事業） ・ 企業などへの育児・介護休業制度の周知・促進 （立地企業連携事業、商工振興事業） 	<p>商工労働課</p> <p>商工労働課</p>
<p>家庭への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供 （家庭教育推進事業） 	<p>生涯学習課</p>



基本方針 2. 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進

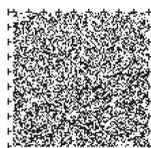
農林業においては、わが国の基幹的農業従事者の約4割が女性ですが、その貢献度についての評価は十分であるとはいえず、農林業、自営業などの経営や組織・組合における役職者は圧倒的に男性が多く、女性の参画状況が少ないことから男性中心の経営が進められている傾向がみられます。

今後、農林業や自営業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、経営や組織・組合の役員などへの女性の参画が進むよう、農林業、自営業などでの女性の政策・方針決定過程への参画拡大を推進し、男性中心の経営の改善を目指します。また、役割と貢献に対して適正な評価がなされ、男女が対等なパートナー関係を築くことができるよう、家族経営協定の普及や活用を推進することで女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
家族経営協定の締結数	157 件	160 件
女性の農業者の農業者年金新規加入者数	2 人	3 人
女性の農業委員の人数	2 人	5 人
女性の認定農業者数	19 人	20 人

施策の方向 1. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

事 業 の 内 容	担 当 課
労働時間、報酬などの就業条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結促進（農業経営基盤強化促進事業） ・ 就業条件改善のための制度周知（商工振興事業） 	農林振興課 商工労働課
女性農業者への農業者年金加入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金の加入推進（農業者年金事業） 	農業委員会



施策の方向2. 農林業分野での女性の参画推進

事業の内容	担当課
農林業分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・女性の認定農業者拡大のための普及・啓発活動の推進 (農業経営基盤強化促進事業)	農林振興課
農林業分野における女性の能力向上 ・農業関連団体に所属する女性の活動支援・加入促進 (農業振興団体活動支援事業)	農林振興課

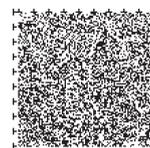
こんな取組をはじめませんか

家庭では

- 家事と仕事の分担について、見直してみましよう。
- 大事な決定は家族でよく話し合い、お互いの意見を尊重しあいましよう。

職場では

- 就労環境の整備に努め、性別に関わりなく平等に成果や能力を評価しましよう。
- 会社の制度や慣行を男女共同参画の視点から見直し、男女に中立的に機能するよう努めましよう。



基本方針3. 雇用の分野での男女平等の推進

就業は人々の経済的自立を形成するものであり、働くことの使命感や、やり遂げたことで得る達成感は自己の実現につながるものです。

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりはダイバーシティの推進につながり、男女共同参画社会へ大きな影響を与えます。男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野での男女共同参画は極めて重要な意味を持っており、わが国においては「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などが整備され、女性の就業者も増加しています。しかし、雇用の現場において採用や賃金、昇進など性別を理由とした格差は依然として存在しています。

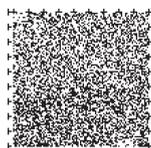
今後、男女間格差の縮小や、女性の能力発揮を促進するため、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けての積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
地域職業相談室（ワークサロン貴志川）の女性の年間雇用契約者数	221 人	256 人
女性の創業支援資金給付者数	-	1 人

あなたの身近にもこんなことはありませんか？

- ◇就職活動は男性の方が有利な場合がある。
- ◇同期入社でも男性の方が女性より昇格が早い。
- ◇給与面において男女で差がある。

（「市民ワークショップ」などのご意見の一部を引用しています）

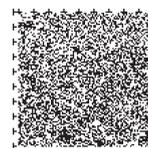


施策の方向1. 雇用の場での男女の均等待遇の確保

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙・ホームページなどを活用し、男女の均等な雇用機会の確保と推進のための啓発の推進（商工振興事業） ・ 企業などへの男女共同参画についての啓発活動の推進（立地企業連携事業、商工振興事業） ・ 非正規雇用者の就業環境の整備（雇用対策事業） 	商工労働課 商工労働課 商工労働課
企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対する、積極的改善措置促進の啓発（商工振興事業） 	商工労働課

施策の方向2. 女性の就労支援

事業の内容	担当課
再就職支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の再就職支援に関する情報の提供やセミナー、講座の開催（雇用対策事業） 	商工労働課
女性の起業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業を目指す女性に対する相談や創業資金などの支援（創業支援事業） 	商工労働課



基本目標 3 個人の尊厳が確立された社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。男女共同参画のまちづくりのためには、性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、自分らしくいきいきと安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。

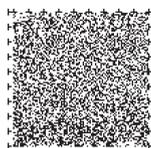
その他に、ひとり親や高齢者、障害のある人、外国人などはさまざまな要因から複合的に困難な状況に置かれる場合があり、日々の生活に不安を抱えやすくなっています。地域で暮らす全ての人々が安心して暮らすことができるよう、市民の人権意識のより一層の形成を図るとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない意識を形成し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組みます。

基本方針 1. あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

あらゆる暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼす可能性のある重大な人権侵害であるといえます。また、社会全体が、どのような理由があろうともその対象の性別や加害者、被害者の間柄に問わず、暴力は決して許されるものではない、という共通認識を持つことが大切です。

しかし、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などのハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの暴力は人権侵害に係る問題であるにも関わらず、これまでは個人的、家庭内、職場内の問題として捉えられ、見過ごされていました。これらの暴力の背景には性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差や上下関係など、男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会構造上の問題が考えられます。また、近年はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりによりこれを利用した暴力が一層多様化していることから、これらの暴力に対しても迅速に対応する必要があります。

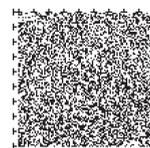
このような暴力に関する問題は潜在化することが多く、実際にはより多くの問題が隠れていることが考えられるため、あらゆる暴力の防止、根絶に向けて、ドメスティック・バイオレンスなどについて理解を深めるとともに、広報・啓発・情報提供や体制を整備します。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）をはじめとする関連法令の周知の徹底や、デートDVなどDV防止法の対象とならない被害者や、若年層、外国籍の人々の被害防止に努めます。



数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017年度)	目 標 値 (2022年度)
身体的暴力（なぐる・ける）を受けたことのある人の割合	18.1%	現状値未滿
精神的暴力（暴言・脅迫）を受けたことのある人の割合	20.1%	現状値未滿

施策の方向1. 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実

事 業 の 内 容	担 当 課
意識啓発・情報提供の推進 ・ 広報紙・ホームページなどを活用し、ドメスティック・バイオレンスに関する知識の周知・啓発や暴力被害、性暴力被害に対する相談窓口の情報提供（DV対策事業）	社会福祉課
学習機会の提供 ・ ドメスティック・バイオレンスに関する講演会などの周知（DV対策事業）	社会福祉課



施策の方向2. 暴力根絶のための体制の充実

事業の内容	担当課
相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ドメスティック・バイオレンスなど人権侵害に関する相談体制の充実（DV対策事業） 	社会福祉課
ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為などの被害者保護 <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳におけるドメスティック・バイオレンスやストーカー行為などの被害者保護の支援措置の実施（住民基本台帳事業） 庁内組織間の必要な情報共有・緊密な連携を実施し、関係機関や団体と連携するために、紀の川市DV対策庁内連絡会議を開催（DV対策事業） ドメスティック・バイオレンス被害者への母子生活支援施設への入所支援（ひとり親家庭支援事業） 	市民課 社会福祉課 こども課
防犯対策 <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯や防犯カメラの設置費補助事業の推進（地域防犯推進事業） 警察と連携した生活安全推進事業を実施（地域防犯推進事業） 	危機管理消防課 危機管理消防課
企業などへの取組 <ul style="list-style-type: none"> 企業などへのセクシュアル・ハラスメントについての啓発活動の推進（立地企業連携事業、商工振興事業） 	商工労働課

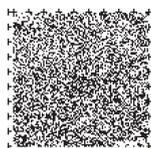
こんな取組をはじめませんか

個人では

- 男性も女性も、互いが対等なパートナーであることを認識し、尊重しあいましょう。
- 暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることに気づき、暴力を許さない環境をつくりましょう。
- 困ったときはひとりで抱え込まず、相談しましょう。

地域では

- 男女雇用機会均等法を順守し、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を積極的に行いましょう。
- セクシュアル・ハラスメントが生じた場合は適切に対応しましょう。
- 男女間のあらゆる暴力を許さない社会風土を形成し、暴力被害について思い当たることがあれば、専門機関へ通報、相談しましょう。



基本方針 2. 男女共同参画推進のための教育の充実

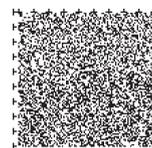
性別による固定的役割分担意識にとらわれず、一人一人が主体的で多様な生き方を選択できるようになるために、幼児期からの発達段階を踏まえた、男女がともに参画することについての教育・学習が大きな役割を担っています。これらの意識を育むためには、男女の主体的で多様な選択を可能とするため、家庭教育と学校などにおける男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

男女共同参画社会の次代を担う子どもを育成するためにも、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解していることが必要となるため、教職員や指導者に対する意識啓発を行います。また、これから社会を担う子どもたちが性別によって人生の選択肢を狭めることなく、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女共同参画の意識を持てるよう、学校などにおける男女平等教育を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
教育委員会委員の女性割合	25.0%	25.0%
市立小・中学校の教頭以上の女性割合	20.9%	25.0%

あなたの身近にもこんなことはありませんか？

- ◇母親が働きに出るなど家族の形について考える時間がない。
 - ◇学校の授業が性別によって異なる。(男子は美術や武道、女子は家庭科やダンス)
- (「市民ワークショップ」などのご意見の一部を引用しています)



施策の方向1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

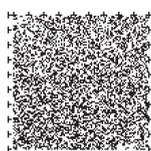
事業の内容	担当課
男女共同参画に関する教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対し、授業や学校活動などの中で男女共同参画や人権に関する教育の推進（学校教育推進事業） ・小・中学校において、性教育・道徳教育を中心に「命」の学習事業を推進（学校教育推進事業） ・児童・生徒に対し、子育てなどを体験・学習する機会の検討・実施 ・将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための力を養い、多様な選択を可能にするため中学生を対象に職場体験学習を実施（中学校教育活動事業） 	教育総務課 教育総務課 こども課 教育総務課

施策の方向2. 男女共同参画の観点からの教育現場の整備

事業の内容	担当課
教育現場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における男女混合名簿導入事業の推進（学校教育推進事業） ・性別にとらわれず、個々の適性に応じた進路指導を推進（学校教育推進事業） 	教育総務課 教育総務課
教職員、指導者などに対する研修などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員や指導者に対し、男女共同参画や人権に関する研修を実施（学校教育推進事業） ・スポーツ推進委員に対し、男女共同参画社会に関する啓発を実施（スポーツ推進委員協議会運営事業） 	教育総務課 生涯スポーツ課

施策の方向3. 教育現場での啓発事業

事業の内容	担当課
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象とした人権研修、講演会などの学習機会の提供（人権教育推進事業） 	生涯学習課
意識啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校から人権啓発ポスターや差別をなくす標語を募り、作品を載せた冊子を作成・配布（人権教育推進事業） 	生涯学習課



基本方針3. 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備

わが国においては、諸外国と比較して高齢化が急速に進行しています。特に女性は男性よりも平均的に長寿であり、生活や介護問題など高齢期の問題は女性の方が影響を受けやすい状況にあります。また、障害のある人は、その人らしく自立し、ともに社会を支える一員として働き、暮らし、地域社会に貢献するなど、充実した生活を実現できる仕組みづくりがより一層重要になります。ひとり親家庭への支援については、一般的に父子家庭の場合は生活面で、母子家庭の場合は経済面での困難を抱えることが多いとされることから、ひとり親家庭における育児と就労の両立の支援が重要な課題となっています。さらに、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている性的少数者や、日本で生活する外国人など、性別によって教育や就労などの面で複合的に困難な状況に置かれている人々がいます。

このような複合的に困難な状況に置かれている人々を支援するためにも、市職員など相談業務に携わる者に対して、男女共同参画の視点に立った研修を行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、誰もが安心して暮らし、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じたきめ細かな支援とともに、個々の能力を発揮することができる環境の整備とさまざまな家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

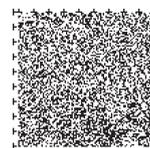
数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
就労移行支援事業利用者数	23 人	28 人
認知症サポーター数	1,328 人 (2016 年)	2,330 人
紀の川てくてく体操の活動拠点数	40 拠点 (2016 年)	75 拠点
障害福祉サービス支給決定者数	506 人	610 人

「紀の川てくてく体操」とは…

「紀の川てくてく体操」は、地域での自主的な運動への取組と、地域内のつながりの強化を目的として、紀の川市の理学療法士・作業療法士が考案したご当地体操です。

「膝痛・腰痛・転倒」を予防するため、地域のみなさんが集会所などへ自主的に集い、この健康体操を実践しています。

今後も啓発などを通じてさらに活動拠点を増やし、地域での継続的な健康づくりを促していきます。

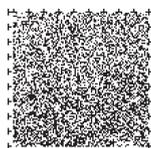


施策の方向1. ひとり親家庭への生活自立支援

事業の内容	担当課
生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・父または母と生計を同じくしていない児童に手当を支給（児童扶養手当） ・一定の所得以下のひとり親家庭などに対し、医療費の保険適用自己負担分を助成（ひとり親医療費助成事業） ・母子生活支援施設において保護者・児童を保護し、自立促進の生活支援事業を推進（ひとり親家庭支援事業） 	<p>こども課</p> <p>国保年金課</p> <p>こども課</p>
就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講する場合や、就業のための資格取得養成機関で修行する場合に、給付金を支給（ひとり親家庭支援事業） 	<p>こども課</p>

施策の方向2. 高齢者が安心して暮らせる条件整備

事業の内容	担当課
支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援サービスの充実（介護予防・高齢者自立支援事業） ・高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることを目的とした地域ネットワークの構築（包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】） 	<p>高齢介護課</p> <p>高齢介護課</p>
相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談に対し、適切な機関やサービスにつなげるための相談支援事業の推進（包括的支援事業【介護保険事業勘定特別会計】） 	<p>高齢介護課</p>
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の実施（介護予防・日常生活支援総合事業【介護保険事業勘定特別会計】） ・高齢者のまちづくりへの参加促進のための学習機会の提供（高齢者生きがいづくり事業） 	<p>高齢介護課</p> <p>高齢介護課</p>



事業の内容	担当課
支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある方に対し、医療費の保険適用自己負担分を助成（心身障害児（者）医療費助成事業） 心身に障害のある方に対し、医療費の一部を助成（障害者自立支援医療費等給付事業） 障害福祉サービスの充実（障害福祉サービス等給付事業） 地域生活支援事業の充実（障害者地域生活支援事業） 身体・知的・精神・難病などで障害のある方や児童やその家族に対して、手当を支給（障害児者手当等給付事業） 	国保年金課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課
情報提供、相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 障害者からの相談に応じ必要な情報の提供を行う 障害者相談支援事業の推進（障害者地域生活支援事業） 	障害福祉課
社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流促進などの社会参加の推進（障害者地域生活支援事業） 	障害福祉課

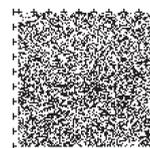
こんな取組をはじめてみませんか

個人では

- 困ったときは関係機関などに積極的に相談しましょう。
- 仕事や家庭以外にも、地域活動やその他の活動に参加していきましょう。

地域では

- 普段から隣近所の付き合いを持ち、困ったときはお互いに支え合える関係を築きましょう。
- 地域の人が気軽に集える環境を整えましょう。
- 支援を必要とする人を地域全体で支えていきましょう。
- 地域に住む全ての人が、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めましょう。



基本目標 4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

全ての市民がいきいきと暮らしていくためには、あらゆる人々の個人としての人権が尊重されるよう、市民の人権意識の形成を推進し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組む必要があります。

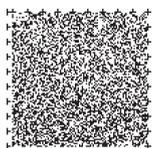
また、男女が互いの身体的特性を認め合い、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。

基本方針 1. 生涯を通じた男女の健康支援

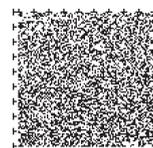
生涯を通して心身ともに健やかに過ごすことはあらゆる人の大切な権利であり、男女共同参画の前提となるものです。また、女性と男性が互いの身体的性差について十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての礎になるといえます。特に女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があり、ライフステージを通じて男性とは異なる身体上の特性があることから、長期的かつ継続的に健康の増進を支援する必要があります。さらに、子どもをいつ、何人産むか、産まないかといった妊娠や出産の調整方法などを自己決定する「性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」について男女問わず認識し、広く認められることが大切です。

これらの観点から、男女がともに性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じた心身両面からの健康づくりの支援や相談体制の充実を図ります。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
妊産婦の相談件数	407 件	500 件
子育てに不安を感じている家庭の割合	13.8% (2016 年)	現状値未満
乳がん検診の受診率	21.7%	30.0%
スポーツを週 1 日以上行っている女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	30.0%	65.0%
女性の健康寿命	83.28 歳 (2015 年)	現状値以上



事業の内容	担当課
<p>健診・医療環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦、乳児に対する健診などの充実（母子健康管理事業） ・ 小児救急医療支援事業の充実（医療体制整備事業） ・ 安心して出産できる医療環境の整備（周産期医療体制） （医療体制整備事業） ・ 不妊治療に関する支援（不妊治療助成事業） 	<p>こども課 健康推進課 健康推進課 こども課</p>
<p>学習・交流機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て教室、赤ちゃん広場の開催（子育て支援事業） ・ 子育てサークルの育成・支援（子育て支援事業） ・ 育児に関する交流の機会の充実（母子健全育成事業） ・ 男女の育児学習の推進（子育て支援事業） ・ 妊娠中からの子育て支援教室の充実（母子健康管理事業） 	<p>こども課 こども課 こども課 こども課 こども課</p>
<p>情報提供、相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦・乳児の健康や育児に関する相談機会の充実 （母子健康管理事業） ・ 広報紙・ホームページなどを活用し、子育て支援に関する情報提供の推進（子育て支援事業） ・ 男性の育児参加を促進する啓発活動の推進 	<p>こども課 こども課 こども課</p>
<p>各種支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査費助成事業の実施（母子健康管理事業） ・ 児童手当支給事業の実施（児童手当給付事業） ・ 子育ての不安解消や虐待の予防などを目的とした妊産婦・乳児訪問事業の推進（母子健康管理事業） 	<p>こども課 こども課 こども課</p>



施策の方向2. 性差に応じた医療の推進

事業の内容	担当課
健診・医療環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 各種健康診査の充実（成人保健事業、がん対策事業） ピンクリボンキャンペーン（乳がん個別マンモグラフィー検診）など、性差に応じた的確な医療の推進（がん対策事業） 女性外来や男性外来のニーズへの対応（成人保健事業、がん対策事業） 健康診査の受診促進のため健診の情報を広報紙へ掲載（成人保健事業） 	健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課
学習機会、相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> 健康教育・健康相談事業の充実（成人保健事業、健康づくり事業） 	健康推進課

「ピンクリボン」とは…

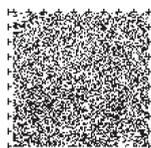
「ピンクリボン」は乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるシンボルマークです。

紀の川市では、「医聖」華岡青洲の志を継ぎ、乳がん検診を受ける人を増やすため、青洲にちなんだ独自のピンクリボンバッジを作成し、募金活動や啓発活動などのピンクリボンキャンペーンを進めています。



施策の方向3. ライフステージに応じた心と体の健康支援

事業の内容	担当課
学習機会、相談事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> 健康に関する意識啓発、情報提供のための講習会などを開催（健康づくり事業） こころの健康相談の充実（健康づくり事業） 健康教育・健康相談事業の充実（成人保健事業、健康づくり事業） ライフステージに応じた食育の推進（地産地消・食育推進事業） 	健康推進課 健康推進課 健康推進課 農林振興課
健康支援対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 健康維持・増進につながるスポーツ活動などの充実（スポーツイベント開催事業） 生活習慣病予防対策の推進（特定検診等実施事業） 喫煙・飲酒対策の推進（健康づくり事業） 	生涯スポーツ課 国保年金課 健康推進課



事業の内容	担当課
意識啓発、学習機会の提供 ・エイズや性感染症に関する知識の普及や相談機関の紹介 （国民健康保険事業）	国保年金課
学校などにおける教育の整備 ・小・中学校において、性教育・道徳教育を中心に「命」の 学習事業を推進（学校教育推進事業）	教育総務課

こんな取組をはじめませんか

個人では

- 子育てで困ったときは、各種行政相談窓口や家族、友人に相談しましょう。
- 疾病に関する正しい知識を持って、健康状態に応じた自己管理を行い、疾病予防と健康保持に努めましょう。
- 男女問わず、子育て教室や介護教室などに参加しましょう。

家庭では

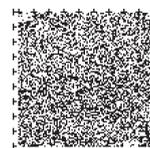
- 家族全員が、妊娠・出産について理解を深めましょう。
- 保護者と子どもが性感染症や早すぎる性交の危険性について学習し、家庭内で性に関する事項を話し合しましょう。

学校では

- 生命尊重や正しい生への理解を深める教育を進めましょう。
- 児童・生徒が望ましい生活習慣を身に付けることができるよう指導しましょう。

地域では

- 次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていきましょう。



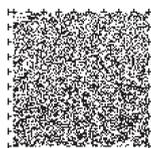
基本方針 2. 男女共同参画の意識啓発の推進

全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって重要なことです。

しかしながら、男女共同参画社会を形成するための法律や制度などは整備されつつあるものの、人々の意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見はなかなか解消されていません。このような社会的・文化的につくられたジェンダーの意識や、性別による固定的な考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭や職場、地域などに根強く残っており、個性や能力の発揮が妨げられるなど、男女共同参画の形成を阻害する要因の一つとなっています。

男女共同参画に対する理解を浸透させるため、あらゆる分野において広報・啓発活動の充実を図ります。また、男女がともにその個性や能力を発揮し、自らの意思で参画していくことのできる社会を築くことができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした意識改革を図る広報・啓発活動を推進します。

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合 (紀の川市市民意識調査より)	61.5%	85.0%
「人権映画会・人権講演会」の参加者数	729 人	800 人
「市民の意見や要望が市政に反映されている」と思う 女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	20.6%	50.0%

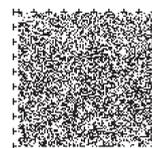


施策の方向1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙・ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供・啓発活動の推進（男女共同参画推進事業） ・ 「男女共同参画週間」に街頭啓発を実施（男女共同参画推進事業） 	人権施策推進課 人権施策推進課
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し、男女共同参画についての研修会・講座などを開催（男女共同参画推進事業） 	人権施策推進課
図書館における男女共同参画に関する図書などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進に関する図書の収集や展示、貸し出しを実施（図書館施設管理事業） 	生涯学習課

施策の方向2. 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

事業の内容	担当課
意識啓発・情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙・ホームページなどを活用し、人権の尊重に関する情報提供・啓発活動の推進（人権推進事業） ・ 「同和運動推進月間」、「人権を考える強調月間」に街頭啓発を実施（人権啓発活動事業） ・ 人権啓発パンフレット、人権施策基本方針を活用した研修・啓発活動の推進（人権啓発活動事業） 	人権施策推進課 人権施策推進課 人権施策推進課
学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し、人権の尊重に関するイベント・講座などを開催（人権啓発活動事業、人権教育推進事業） 	人権施策推進課 生涯学習課
図書館における人権尊重に関する図書などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の尊重に関する図書などを購入し、図書館での貸出を実施（図書館施設管理事業） 	生涯学習課



事業の内容	担当課
女性の政策・方針決定過程への参画推進 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進プランの見直し、改訂事業の実施（男女共同参画推進事業） 紀の川市人権委員会活動の推進（人権推進事業） 審議会や各種団体などへの女性参画推進（男女共同参画事業） 	人権施策推進課 人権施策推進課 人権施策推進課
女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 審議会・委員会等の女性委員数の状況調査を実施（年1回）（男女共同参画推進事業） 女性職員数の状況などの調査を実施（年1回）（職員人事管理事業） 市民意識調査の実施結果・男女共同参画推進プランを策定し、市民に公表（男女共同参画推進事業） 男女共同参画推進プランの個別事業の実施、進捗状況の把握（男女共同参画推進事業） 	人権施策推進課 人事課 人権施策推進課 人権施策推進課

こんな取組をはじめてみませんか

個人では

○自らの能力向上のために、さまざまな学習の機会を積極的に活用し、性別にとらわれることなく、自らの個性や能力を十分に発揮しましょう。

家庭では

○夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ表現は男性を主、女性を従にとらえており、女性は家の中にいるような印象を受けるので避けましょう。

職場では

○女性の意識改革や、能力向上に努め、女性の積極的な参画を応援しましょう。
 ○男女共同参画に関する講習会や研修などに積極的に参加し、男女共同参画の職場づくりを進めましょう。

地域では

○性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
 ○男女共同参画に関する学習やイベントなどを積極的に開催し、活力のあるまちづくりを進めましょう。

